

○東松山市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例施行規則

平成4年12月1日

規則第35号

(趣旨)

第1条 この規則は、東松山市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例(平成4年東松山市条例第29号。以下「条例」という。)第12条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(児童となる障害の程度)

第2条 条例第2条第1項に規定する規則で定める程度の障害の状態は、別表第1のとおりとする。

(条例第2条第2項の規則で定める児童の状態)

第3条 条例第2条第2項に規定する規則で定める児童の状態は、次の各号のいずれかに該当するときとする。

- (1) 児童の父又は母と生計を同じくしているとき。ただし、その者が第4条に定める程度の障害の状態にあるときを除く。
- (2) 父又は母の配偶者に養育されているとき。ただし、その者が第4条に定める程度の障害の状態にあるときを除く。

(父又は母の障害の程度)

第4条 条例第2条第2項第3号に規定する規則で定める程度の障害の状態は、別表第2のとおりとする。

(条例第2条第2項第5号の規則で定める児童)

第5条 条例第2条第2項第5号に規定する規則で定める児童は、次の各号のいずれかに該当する児童とする。

- (1) 父又は母が引き続き1年以上遺棄している児童
- (2) 父又は母が配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成13年法律第31号)第10条第1項又は第10条の2の規定による命令(母又は父の申立てにより発せられたものに限る。)を受けた児童
- (3) 父又は母が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童

- (4) 母が婚姻によらないで懐胎した児童
 - (5) 前号に該当するかどうか明らかでない児童
- (社会保険各法)

第6条 条例第2条第5項に規定する規則で定める社会保険各法は、次に掲げる法律とする。

- (1) 健康保険法（大正11年法律第70号）
- (2) 船員保険法（昭和14年法律第73号）
- (3) 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）
- (4) 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）
- (5) 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）

(規則で定める施設)

第7条 条例第3条第3項第3号に規定する規則で定める施設は、次の各号に掲げる施設（通所により利用する施設を除く。）とする。

- (1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条に規定する児童福祉施設（母子生活支援施設を除く。）
- (2) 前号に掲げる施設のほか、条例第3条に規定する対象者（以下「対象者」という。）、対象者に係る国民健康保険法（昭和33年法律第192号）若しくは高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）による世帯主又は社会保険各法による被保険者その他これに準ずるものが負担すべき額を、国又は地方公共団体において負担している施設

(医療費支給事業)

第8条 条例第3条第3項第5号に規定する規則で定める医療費支給事業は、次に掲げる条例の規定に基づき、医療費の支給を行う事業とする。

- (1) 東松山市こども医療費支給に関する条例（昭和49年東松山市条例第30号）
- (2) 東松山市重度心身障害者医療費の助成に関する条例（昭和58年東松山市条例第7号）

(所得の額)

第9条 条例第4条第1項第1号に規定する規則で定める額は、次の各号に掲げる児童の養育者を除くひとり親等にあつては別表第3、次の各号に掲げる児童の養育者にあつては別表第4のとおりとする。

- (1) 条例第2条第2項第2号又は第4号に該当する児童であつて、かつ、父又は母がないもの
- (2) 第5条第3号に該当する児童であつて、かつ、父又は母がないもの
- (3) 父母が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童
- (4) 第5条第4号に該当する児童であつて、母が死亡したもの又は母の生死が明らかでないもの
- (5) 第5条第5号に該当する児童

2 条例第4条第1項第2号に規定する規則で定める額は、別表第5のとおりとする。

(所得の範囲)

第10条 条例第4条第1項に規定する所得の範囲は、児童扶養手当法施行令(昭和36年政令第405号)第3条第1項に定める範囲とする。この場合において、同項中「法第9条から第11条までに規定する所得」とあるのは「条例第4条第1項に規定する所得」と、「前年の所得」とあるのは「前年の所得(1月から6月までに申請するものについては、前々年の所得)」と、「法第9条第1項に規定する受給資格者」とあるのは「対象者」と読み替えて適用するものとする。

2 児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)第9条第2項に定める当該児童の養育に必要な費用の支払いを受けたときは、前項の所得に算入する。

(所得の額の計算方法)

第11条 条例第4条第1項に規定する所得の額は、児童扶養手当法施行令第4条第1項に定める方法で計算し、同条第2項に定める控除を行った額とする。

(被災者に対する特例)

第12条 条例第4条第2項に規定する規則で定める特例は、震災、風水害、

火災その他これらに類する災害により、自己又は所得税法に規定する同一生計配偶者若しくは扶養親族の所有に係る住宅、家財又は主たる生業の維持に供する田畑、宅地、家屋、機械、器具その他事業の用に供する固定資産（鉱業権、漁業権、その他無形減価償却資産を除く。）につき被害金額（保険金、損害賠償金等により補充された金額を除く。）がその価格のおおむね2分の1以上である損害を受けた者（以下「被災者」という。）がある場合、その損害を受けた日から翌年の12月31日までの条例第7条に規定するひとり親家庭等医療費（以下この条において「ひとり親家庭等医療費」という。）の支給について、その損害を受けた年の前年又は前々年における当該被災者の所得に関しては、条例第4条第1項の規定を適用しないものとする。

2 前項の規定の適用により同項に規定する期間に係るひとり親家庭等医療費が支給された場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、その支給を受けた者は、それぞれ当該各号に規定する医療費で同項に規定する期間に係る金額を市長に返還しなければならない。

(1) 当該被災者（条例第4条第1項第1号に規定するひとり親等（次号の適用がある養育者を除く。）以下この号において同じ。）の当該損害を受けた年の所得が、当該被災者の扶養親族等及び当該被災者の扶養親族等でない児童で当該被災者がその年の12月31日において生計を維持したものの有無及び数に応じて、第9条第1項別表第3で定める額以上であるとき。
当該被災により支給されたひとり親家庭等医療費

(2) 当該被災者（条例第4条第1項第1号に規定するひとり親等（第9条各号に掲げる児童の養育者に限る。）以下この号において同じ。）の当該損害を受けた年の所得が、当該被災者の扶養親族等及び当該被災者の扶養親族等でない児童で当該被災者がその年の12月31日において生計を維持したものの有無及び数に応じて、第9条第1項別表第4で定める額以上であるとき。
当該被災により支給されたひとり親家庭等医療費

(3) 当該被災者の当該損害を受けた年の所得が、当該被災者の扶養親族等の有無及び数に応じて、第9条第2項別表第5で定める額以上であるとき。

前各号に支給されたひとり親家庭等医療費

- 3 前項に規定する所得は、第1項の損害を受けた年の所得のうち、第10条に規定する範囲の所得とし、当該所得の額は、児童扶養手当法施行令第4条第1項に定める方法で計算し、同条第2項に定める控除を行った額とする。この場合において、同条第1項中「その年」とあるのは、「第1項の損害を受けた年の翌年」と読み替えて適用するものとする。

(受給者証の交付申請等)

第13条 条例第5条の規定による申請は、様式第1号のひとり親家庭等医療費受給者証交付申請書（現況届）兼受給者台帳に、条例第3条第1項の対象者に係る次の各号に掲げる書類を添えて、申請者（条例第5条の規定による申請を行う者をいう。以下同じ。）が行わなければならない。この場合において、申請者に条例第4条に規定する配偶者及び扶養義務者がいる場合は、その者に係る第5号及び第6号の書類を添えて当該申請を行わなければならない。

- (1) 国民健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律又は社会保険各法による被保険者、組合員、加入者若しくは被扶養者であることを証する書類等
- (2) 様式第2号から様式第2号の9までのうち該当するひとり親家庭等認定調書
- (3) 戸籍の謄本又は抄本
- (4) 児童の父及び母の戸籍又は除かれた戸籍の謄本又は抄本（養育者の場合）
- (5) 世帯全員の住民票の写し
- (6) 申請者、申請者の配偶者及び扶養義務者（扶養義務者でない養育する児童に所得がある場合は、その者を含む。）の前年（1月から6月に申請するものについては前々年）の所得の状況を証する書類等
- (7) 養育費申告書（様式第2号の10）
- (8) 前各号のほか、市長が必要と認める書類

- 2 前項の規定にかかわらず、児童扶養手当法による児童扶養手当の支給を受けている者（児童扶養手当全部支給停止者を含む。以下「児童扶養手当受給者」という。）が、児童扶養手当証書又は児童扶養手当支給停止通知書を提示するときは、前項各号の書類の添付を省略することができる。
- 3 市長は、条例第5条の規定により申請があつた場合において、条例第3条の対象者と決定したとき（条例第4条の規定に該当するときを除く。）は、様式第1号のひとり親家庭等医療費受給者証交付申請書（現況届）兼受給者台帳に記載して、申請者に様式第3号のひとり親家庭等医療費受給者証（以下「受給者証」という。）を交付し、受給者とする。
- 4 市長は、条例第5条の規定により申請があつた場合において、条例第3条に規定する対象者でないと決定したときは、様式第4号のひとり親家庭等医療費受給者証交付申請却下決定通知書により通知するものとする。
- 5 市長は、条例第5条の規定により申請があつた場合において、条例第4条の規定により受給者証を交付しないと決定したときは、様式第1号のひとり親家庭等医療費受給者証交付申請書（現況届）兼受給者台帳に記載して、様式第4号の2のひとり親家庭等医療費支給停止通知書（以下「支給停止通知書」という。）により通知するものとする。

（受給者証の有効期間）

第14条 受給者証の有効期間は、条例第5条の申請を行った日からそれ以後最初に到来する12月31日又は受給資格消滅日のうち早いほうの日までとする。ただし、条例第8条第2項の届出による更新の場合は、その届出の日以後最初に到来する受給資格消滅日又はその届出の日から6月が経過した後最初に到来する12月31日までを有効期間とすることができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、当該各号に規定する日を申請日とみなす。

- (1) 対象者等に異動があつた後15日以内（当該期間が経過するまでの間に災害その他やむを得ない理由が生じた場合には、災害その他やむを得ない理由がやんだ後15日以内）に条例第5条の申請をしたときは、異動があ

った日

(2) 対象者が他市町村（特別区を含む。）から転入後 15 日以内（当該期間が経過するまでの間に災害その他やむを得ない理由が生じた場合には、災害その他やむを得ない理由がやんだ後 15 日以内）に条例第 5 条の申請をしたときは、転入日

(3) 前 2 号に掲げるもののほか、対象者が災害その他やむを得ない理由により条例第 5 条の申請をすることができなかった場合において、やむを得ない理由がやんだ後 15 日以内にその申請をしたときは、やむを得ない理由により当該認定の請求をすることができなくなった日

（受給者証の返還）

第 15 条 受給者証の交付を受けている者（以下「受給者」という。）は、その資格を喪失したときは、速やかに受給者証を市長に返還しなければならない。

（受給者証の再交付）

第 16 条 受給者は、受給者証を破り、汚し、又は失ったときは、様式第 5 号のひとり親家庭等医療費受給者証再交付申請書により市長に受給者証の再交付を申請することができる。

2 受給者証を破り、又は汚したときの前項の申請には、その受給者証を添えなければならない。

3 受給者は、受給者証の再交付を受けた後において、失った受給者証を発見したときは、速やかに発見した受給者証を市長に返還しなければならない。

（支給の方法等）

第 17 条 受給者は、病院、診療所又は薬局等に受給者証を提示し支払った医療費の一部負担金相当額について支給を受けようとするときは、様式第 6 号のひとり親家庭等医療費支給申請書により市長に申請しなければならない。

2 条例第 7 条第 2 項ただし書に規定する規則で定める額は、21,000 円とする。

（支給決定の通知）

第18条 市長は、前条の申請の内容を審査し、当該申請に係る支給額を決定したときは、様式第7号のひとり親家庭等医療費給付台帳に記載し、様式第8号のひとり親家庭等医療費支給決定通知書により申請者に通知するものとする。

(届出の方法)

第19条 条例第3条の対象者であるひとり親等は、次の各号のいずれかに該当するときは、条例第8条第1項の規定により、様式第9号のひとり親家庭等医療費受給者変更（消滅）届に受給者証及び市長が必要と認める書類を添えて、速やかに市長に届け出なければならない。

- (1) 氏名に変更があったとき。
- (2) 住所その他の医療費受給資格に係る情報に変更があったとき。
- (3) 医療保険各法の保険の種類又は医療保険証の記載事項に変更があったとき。
- (4) 障害の状態に変更があったとき。
- (5) 監護し、又は養育する児童の数に変更があったとき。
- (6) 対象者の所得、配偶者及び扶養義務者の数又はその所得に変更があったとき。
- (7) 対象者の全部又は一部が対象者とならなくなったとき。
- (8) その他市長が届出を必要と認める事由が生じたとき。

2 条例第8条第2項に規定する届出は、様式第1号のひとり親家庭等医療費受給者証交付申請書（現況届）兼受給者台帳に受給者証及び第13条第1項各号に規定する書類等を添えて、毎年市長が定める期間に提出しなければならない。ただし、同項の申請を行った年であり、かつ、その申請の添付書類として前年の所得を証する書類等を提出した場合は、条例第8条第2項に規定する届出を省略することができる。

3 前項の規定にかかわらず、ひとり親等が児童扶養手当受給者である場合は、条例第8条第2項に規定する届出を省略することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 児童扶養手当法施行規則（昭和36年厚生省令第51号）第4条の届出を行わない場合
- (2) 認定された児童扶養手当に関わりのない受給者がある場合
- (3) ひとり親等、その配偶者及び扶養義務者に所得の申告を行わない者があり、所得の確認ができない場合
(受給者証の更新、支給停止の通知等)

第20条 市長は、前条第1項又は第2項の届出があったとき（同条第2項ただし書又は第3項の規定により省略されたときを含む。）は、引き続き受給者であると認める場合にあっては、受給者証の交付を行い、受給者とし、条例第4条の規定により支給停止者となると認める場合にあっては、その者に係る受給者証を交付せず、支給停止通知書により通知するものとする。

2 市長は、前条の規定により提出された届出又は現況届の記載事項等に基づき、ひとり親家庭等医療費受給者台帳の内容を変更する。

3 市長は、受給者が前条第1項及び第2項の規定による届出を行うべき場合であって、相当の期間を定めて催告を行ったにもかかわらずその届出等がされないときは、支給停止通知書により支給の停止を通知するものとする。

4 前項の規定により支給停止者となった者は、直ちに市長に受給者証を返還しなければならない。

5 市長は、受給者が条例第3条の支給要件に該当しなくなつたと認めたときは、様式第10号のひとり親家庭等医療費受給資格消滅通知書により、当該受給者であつた者に通知する。ただし、受給者が死亡し、又は受給者が条例第2条第1項に定める児童でなくなつた場合は、この限りでない。

6 受給者証の記載内容の訂正、受給資格の喪失及び支給停止により必要となる受給者証の提出が行われない場合、市長は受給者証の提出を受給者その他届出の提出者に命じることができる。

（添付書類の省略）

第21条 市長は、この規則により申請書又は変更届若しくは現況届に添付する書類により証明する事項を公簿等により確認することができるときは、当

該書類の添付を省略することができる。

(委任)

第 2 2 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成 5 年 1 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 5 年 7 月 3 0 日規則第 1 6 号)

この規則は、平成 5 年 8 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 5 年 1 1 月 1 日規則第 2 2 号) 抄

(施行期日)

1 この規則は、平成 6 年 1 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 6 年 8 月 1 日規則第 1 7 号)

この規則は、平成 6 年 8 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 6 年 9 月 3 0 日規則第 2 9 号)

この規則は、平成 6 年 1 0 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 7 年 8 月 1 日規則第 2 5 号)

この規則は、平成 7 年 8 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 7 年 1 0 月 1 日規則第 3 0 号)

この規則は、平成 7 年 1 0 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 8 年 8 月 1 日規則第 2 0 号)

この規則は、平成 8 年 8 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 8 年 1 0 月 1 日規則第 2 3 号)

この規則は、平成 8 年 1 0 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 9 年 6 月 1 日規則第 2 2 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 9 年 8 月 1 日規則第 2 6 号)

この規則は、平成 9 年 8 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 9 年 9 月 2 2 日規則第 3 1 号)

1 この規則は、公布の日から施行する。

- 2 改正後の規定は、平成9年9月1日以後の診療に係る医療費の申請から適用し、同日前の診療に係る医療費の申請については、なお従前の例による。

附 則（平成10年2月9日規則第3号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成10年3月2日規則第5号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第7条第1号の改正規定は、平成10年4月1日から施行する。
- 2 この規則（前項ただし書に規定する改正規定を除く。）による改正後の東松山市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例施行規則の規定は、平成10年1月1日から適用する。

附 則（平成10年6月22日規則第25号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の第13条第1項第1号の規定は、平成10年1月1日から適用する。

附 則（平成10年7月31日規則第34号）

この規則は、平成10年8月1日から施行する。

附 則（平成11年3月31日規則第15号）

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成11年4月30日規則第25号）

- 1 この規則は、平成11年5月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の東松山市難病患者医療費の助成に関する条例施行規則等の規定に基づき、既に印刷済みの帳票については、当分の間使用できるものとする。

附 則（平成12年12月15日規則第58号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現に改正前の第6号様式の規定に基づき作成されているひとり親家庭等医療費支給申請書の用紙は、この規則の規定にかかわらず、

当分の間、これに必要な事項を補充して使用することができる。

附 則（平成１３年２月２７日規則第５号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際、現に改正前の第１号様式に基づき作成されているひとり親家庭等医療費受給者証交付申請書（現況届）兼受給者台帳の用紙は、この規則の規定にかかわらず、当分の間、これに必要な事項を補正して使用することができる。

附 則（平成１３年３月１２日規則第８号）

この規則は、平成１３年４月１日から施行する。

附 則（平成１３年９月２８日規則第６４号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成１４年１月１日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現に改正前の第６号様式の規定に基づき作成されているひとり親家庭等医療費支給申請書の用紙は、当分の間、これに必要な事項を補充して使用することができる。

附 則（平成１４年７月１９日規則第３０号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の東松山市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例施行規則の規定は、平成１４年７月１日から適用する。

附 則（平成１５年１月２９日規則第１号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成１５年６月３０日規則第４９号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の東松山市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例施行規則の規定は、平成１５年３月１日から適用する。

附 則（平成１５年９月２９日規則第５６号）

- 1 この規則は、平成１５年１０月１日から施行する。

- 2 改正後の第8条の規定は、この条例の施行の日以後の療養に係るひとり親家庭等の医療費の支給について適用し、同日前の療養に係るひとり親家庭等の医療費の支給については、なお従前の例による。

附 則（平成17年3月31日規則第36号）

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成18年3月31日規則第37号）

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月28日規則第41号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際、改正前の東松山市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例施行規則の規定に基づき作成されているひとり親家庭等医療費受給者証交付申請書（現況届）及びひとり親家庭等医療費支給申請書の用紙は、この規則の規定にかかわらず、当分の間、必要な事項を修正して使用することができる。

附 則（平成20年3月17日規則第23号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の東松山市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例施行規則様式第1号による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則（平成20年6月26日規則第96号）

（施行期日）

- 1 この規則は、東松山市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例（平成20年東松山市条例第28号）の施行の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の東松山市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例施行規則様式第1号による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則 (平成20年9月30日規則第109号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成20年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の東松山市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例施行規則様式第1号による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則 (平成22年9月28日規則第56号)

(施行期日)

- 1 この規則は、東松山市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例(平成22年東松山市条例第19号)の施行の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際、現にされているこの規則による改正前の東松山市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例施行規則(以下「旧規則」という。)に定める様式による申請及び届出は、この規則による改正後の東松山市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例施行規則に定める様式による申請及び届出とみなす。
- 3 旧規則に定める様式による用紙で現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則 (平成23年1月14日規則第2号)

この規則は、平成23年1月17日から施行する。ただし、様式第8号の改正規定は、平成23年2月1日から施行する。

附 則 (平成24年3月30日規則第10号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成24年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の東松山市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例施行規則別表第3の規定は、平成23年以後の年の所得による制限に適用することとし、平成22年以前の年の所得による制限については、なお従前の例による。

附 則 (平成24年6月29日規則第34号)

この規則は、平成24年7月9日から施行する。

附 則 (平成24年11月8日規則第47号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行し、平成24年8月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 改正後の第5条第2号の規定により新たに対象となった児童を平成24年8月1日において現に監護し、養育している者が、同年11月30日までの間に受給者証の交付申請をしたときは、受給者証の有効期間は同年8月1日からとする。

附 則 (平成25年12月27日規則第32号)

この規則は、平成26年1月3日から施行する。

附 則 (平成26年10月1日規則第40号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成26年10月1日から施行する。ただし、様式第3号の改正規定については、平成27年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の東松山市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例施行規則の規定に基づき既に印刷済みの用紙については、当分の間、所要の修正を加え、なお使用することができる。
- 3 様式第3号の改正規定の施行の日の前日までに交付されたひとり親家庭等医療費等受給資格者証については、当該受給者証の有効期間が満了するまで

の間は、なおその効力を有する。

4 平成27年6月以前の資格審査に係る改正後の第10条第1号及び第11条第1項の規定の適用については、第10条第1号中「母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令（昭和39年政令第224号）第29条第1項に規定する母子家庭高等職業訓練修了支援給付金及び同令第31条の9第1項に規定する父子家庭高等職業訓練修了支援給付金」とあるのは「次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律（平成26年法律第28号）第2条の規定による改正前の母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第31条に規定する母子家庭自立支援給付金」と、「母子家庭高等職業訓練修了支援給付金等」とあるのは「母子家庭自立支援給付金」と、第11条第1項中「母子家庭高等職業訓練修了支援給付金等」とあるのは「母子家庭自立支援給付金」とする。

5 平成27年7月から平成28年6月までの資格審査に係る第10条第1号及び第11条第1項の規定の適用については、第10条第1号中「母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令」とあるのは「次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律（平成26年法律第28号）第2条の規定による改正前の母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第31条に規定する母子家庭自立支援給付金並びに母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令」と、「母子家庭高等職業訓練修了支援給付金等」とあるのは「母子家庭自立支援給付金等」と、第11条第1項中「母子家庭高等職業訓練修了支援給付金等」とあるのは「母子家庭自立支援給付金等」とする。

附 則（平成27年12月28日規則第59号）

（施行期日）

1 この規則は、平成28年1月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の各規則の規定に基づき既に印刷済みの用紙については、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則（平成 28 年 3 月 23 日規則第 15 号）

この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年 3 月 31 日規則第 30 号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 行政庁の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てに関する手続であつてこの規則の施行前にされた行政庁の処分その他の行為又はこの規則の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の際、第 1 条の規定による改正前の東松山市情報公開条例施行規則、第 2 条の規定による改正前の東松山市個人情報保護条例施行規則、第 4 条の規定による改正前の東松山市職員駐車場使用規則、第 6 条の規定による改正前の東松山市税に関する文書の様式を定める規則、第 7 条の規定による改正前の東松山市分担金徴収条例施行規則、第 8 条の規定による改正前の東松山市市民福祉センター条例施行規則、第 9 条の規定による改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行細則、第 10 条の規定による改正前の東松山市生活保護法施行細則、第 11 条の規定による改正前の東松山市こども医療費支給に関する条例施行規則、第 12 条の規定による改正前の東松山市保育園設置及び管理条例施行規則、第 13 条の規定による改正前の東松山市特定教育・保育施設等利用者負担金額に関する規則、第 14 条の規定による改正前の東松山市家庭的保育事業等設置認可等規則、第 15 条の規定による改正前の東松山市保育施設の利用調整等に関する規則、第 16 条の規定による改正前の東松山市児童手当事務処理規則、第 17 条の規定による改正前の東松山市子ども手当事務処理規則、第 18 条の規定による改正前の東松山市平成 23 年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法に基づく子ども手当事務処理規則、第 19 条の規定による改正前の東松山市放課後児

童クラブ条例施行規則、第 20 条の規定による改正前の東松山市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例施行規則、第 21 条の規定による改正前の東松山市保育の必要性の認定基準等を定める条例施行規則、第 22 条の規定による改正前の東松山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者の確認等及び業務管理体制に係る届出に関する規則、第 23 条の規定による改正前の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則、第 24 条の規定による改正前の東松山市基準該当障害福祉サービス及び基準該当通所支援事業者の登録等に関する規則、第 25 条の規定による改正前の東松山市身体障害者福祉法施行細則、第 26 条の規定による改正前の東松山市重度心身障害者医療費の助成に関する条例施行規則、第 27 条の規定による改正前の東松山市障害者就労支援センター条例施行規則、第 28 条の規定による改正前の東松山市難病患者見舞金支給条例施行規則、第 29 条の規定による改正前の東松山市ホームヘルプサービス等手数料条例施行規則、第 30 条の規定による改正前の東松山市老人福祉法施行細則、第 31 条の規定による改正前の東松山市後期高齢者医療に関する条例施行規則、第 32 条の規定による改正前の東松山市国民健康保険に関する規則、第 33 条の規定による改正前の東松山市国民健康保険税条例施行規則、第 34 条の規定による改正前の東松山市介護保険条例施行規則、第 35 条の規定による改正前の東松山市母子保健法施行細則、第 36 条の規定による改正前の東松山市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則、第 37 条の規定による改正前の東松山市空き地の環境保全に関する条例施行規則、第 38 条の規定による改正前の東松山市土砂等による土地の埋立て等及び不法投棄の規制に関する条例施行規則、第 39 条の規定による改正前の東松山のまちをみんなで美しくする条例施行規則、第 40 条の規定による改正前の東松山市化石と自然の体験館条例施行規則、第 41 条の規定による改正前の東松山市法定外公共物管理条例施行規則、第 42 条の規定による改正前の東松山市土地譲渡益重課税制度に係る優良宅地認定事務規則、第 43 条の規定による改正前の東松山市土地譲渡益重課税制度及び長期譲渡所得課税の特例制度に係る優良住宅認定事務規

則、第 4 4 条の規定による改正前の東松山市地区計画区域内における建築物の緑化率の最低限度に関する条例施行規則、第 4 5 条の規定による改正前の東松山市都市計画法に基づく開発行為等の手続に関する規則、第 4 6 条の規定による改正前の東松山市土地区画整理事業における清算金の徴収及び交付に関する規則、第 4 7 条の規定による改正前の東松山市ステーションビル管理規則、第 4 8 条の規定による改正前の東松山市箭弓町広場イベントスペース使用規則、第 4 9 条の規定による改正前の東松山都市計画東松山市下水道事業受益者負担に関する条例施行規則、第 5 0 条の規定による改正前の東松山市介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者の指定等に関する規則、第 5 1 条の規定による改正前の東松山市知的障害者福祉法施行細則、第 5 2 条の規定による改正前の東松山市在宅重度心身障害者手当支給条例施行規則及び第 5 3 条の規定による改正前の東松山市障害児通所給付費等の支給等に関する規則に規定する様式による用紙で、現に残存するものは、当分の間、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則（平成 2 9 年 1 2 月 2 7 日規則第 4 2 号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成 3 0 年 1 月 1 日から施行する。

（適用区分）

- 2 この規則による改正後の第 1 2 条第 1 項及び別表第 3 の規定は、平成 3 0 年以後の所得による制限について適用し、平成 2 9 年以前の所得による制限については、なお従前の例による。

附 則（平成 3 0 年 9 月 7 日規則第 4 1 号）

（施行期日等）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、様式第 1 号の改正規定は、平成 3 1 年 1 月 1 日から施行する。
- 2 この規則による改正後の第 1 1 条の規定は、平成 3 0 年 8 月 1 日から適用する。

（経過措置）

- 3 この規則による改正後の第11条の規定は、平成30年度以後の所得の額の計算（東松山市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例施行規則第10条の申請日が平成30年7月であるもの（以下「平成30年7月申請分」という。）を除く。）について適用し、平成29年度以前の所得の額の計算（平成30年7月申請分を含む。）については、なお従前の例による。

附 則（令和2年3月13日規則第10号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和3年3月31日規則第78号）

（施行期日）

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。
- （経過措置）
- 2 この規則による改正後の第11条の規定は、令和2年以後の年の所得の額の計算について適用し、令和元年以前の年の所得の額の計算については、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の際、この規則による改正前の東松山市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例施行規則（次項において「旧規則」という。）の規定により作成された文書、様式等については、この規則による改正後の東松山市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例施行規則の相当規定により作成されたものとみなす。
- 4 この規則の施行の際、旧規則に規定する様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則（令和4年8月25日規則第32号）

（施行期日）

- 1 この規則は、令和5年1月1日から施行する。
- （経過措置）
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の東松山市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例施行規則の規定に基づき既に印刷済の用紙については、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則（令和 6 年 3 月 2 6 日規則第 1 4 号）

この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1（第 2 条関係）

- 1 次に掲げる視覚障害を有するもの
 - (1) 両眼の視力が 0. 0 7 以下のもの
 - (2) 一眼の視力が 0. 0 8、他眼の視力が手動弁以下のもの
 - (3) ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼の I / 4 視標による周辺視野角度の和がそれぞれ 8 0 度以下かつ I / 2 視標による両眼中心視野角度が 5 6 度以下のもの
 - (4) 自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が 7 0 点以下かつ両眼中心視野視認点数が 4 0 点以下のもの
- 2 両耳の聴力レベルが 9 0 デシベル以上のもの
- 3 平衡機能に著しい障害を有するもの
- 4 そしゃくの機能を欠くもの
- 5 音声又は言語機能に著しい障害を有するもの
- 6 両上肢のおや指及びひとさし指又は中指を欠くもの
- 7 両上肢のおや指及びひとさし指又は中指の機能に著しい障害を有するものの
- 8 1 上肢の機能に著しい障害を有するもの
- 9 1 上肢の全ての指を欠くもの
- 1 0 1 上肢の全ての指の機能に著しい障害を有するもの
- 1 1 両下肢の全ての指を欠くもの
- 1 2 1 下肢の機能に著しい障害を有するもの
- 1 3 1 下肢を足関節以上で欠くもの
- 1 4 体幹の機能に歩くことができない程度の障害を有するもの
- 1 5 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを

必要とする程度のもの

1 6 精神の障害であつて、前各号と同程度以上と認められる程度のもの

1 7 身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であつて、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの

(備考) 視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によって測定する。

別表第 2 (第 4 条関係)

1 次に掲げる視覚障害を有するもの

(1) 両眼の視力がそれぞれ 0. 0 3 以下のもの

(2) 一眼の視力が 0. 0 4、他眼の視力が手動弁以下のもの

(3) ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼の I / 4 視標による周辺視野角度の和がそれぞれ 8 0 度以下かつ I / 2 視標による両眼中心視野角度が 2 8 度以下のもの

(4) 自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が 7 0 点以下かつ両眼中心視野視認点数が 2 0 点以下のもの

2 両耳の聴力レベルが 1 0 0 デシベル以上のもの

3 両上肢の機能に著しい障害を有するもの

4 両上肢の全ての指を欠くもの

5 両上肢の全ての指の機能に著しい障害を有するもの

6 両下肢の機能に著しい障害を有するもの

7 両下肢を足関節以上で欠くもの

8 体幹の機能に座っていることができない程度又は立ち上がることができない程度の障害を有するもの

9 前各号に掲げるもののほか、身体の機能に、労働をすることを不能ならしめ、かつ、常時の介護を必要とする程度の障害を有するもの

1 0 精神に、労働をすることを不能ならしめ、かつ、常時の監視又は介護を必要とする程度の障害を有するもの

1 1 傷病が治らないで、身体の機能又は精神に労働をすることを不能ならし

め、かつ、長期にわたる高度の安静と常時の監視又は介護とを必要とする程度の障害を有するものであって、当該障害の原因となった傷病につき初めて医師の診断を受けた日から起算して1年6月を経過しているもの（備考）視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によって測定する。

別表第3（第9条関係）

次の表の左欄に定める区分に応じて、右欄に定める額とする。

扶養親族等又は児童の数	金額
0人	1,920,000円
1人以上	1,920,000円に当該扶養親族等又は児童1人につき380,000円を加算した額（所得税法に規定する同一生計配偶者（70歳以上の者に限る。以下この表において同じ。）又は老人扶養親族があるときは、当該同一生計配偶者又は老人扶養親族1人につき100,000円を、特定扶養親族等（同法に規定する特定扶養親族又は控除対象扶養親族（19歳未満の者に限る。）をいう。以下同じ。）があるときは、当該特定扶養親族等1人につき150,000円を、その額に加算した額）

別表第4（第9条関係）

次の表の左欄に定める区分に応じて、右欄に定める額とする。

扶養親族等又は児童の数	金額
0人	2,360,000円
1人	2,740,000円
2人以上	2,740,000円に扶養親族等又は児童のうち1人を除いた扶養親族等又は児童

	1 人につき 3 8 0 , 0 0 0 円を加算した額 （所得税法に規定する老人扶養親族がある ときは、その額に当該老人扶養親族 1 人につ き（当該老人扶養親族のほかに扶養親族等が ないときは、当該老人扶養親族のうち 1 人を 除いた老人扶養親族 1 人につき） 6 0 , 0 0 0 円を加算した額）
--	--

別表第 5 （第 9 条関係）

次の表の左欄に定める区分に応じて、右欄に定める額とする。

扶養親族等の数	金額
0 人	2 , 3 6 0 , 0 0 0 円
1 人	2 , 7 4 0 , 0 0 0 円
2 人以上	2 , 7 4 0 , 0 0 0 円に扶養親族等のうち 1 人を 除いた扶養親族等 1 人につき 3 8 0 , 0 0 0 円を加 算した額（所得税法に規定する老人扶養親族がある ときは、その額に当該老人扶養親族 1 人につき（当 該老人扶養親族のほかに扶養親族等がないときは、 当該老人扶養親族のうち 1 人を除いた老人扶養親族 1 人につき） 6 0 , 0 0 0 円を加算した額）

親 ひとより親家庭等医療費受給者証交付申請書(現況届) 兼 受給者台帳			※ 受給者証 号 個 人 番 号 生 年 月 日 年 月 日 生		④加 入 民 庫 保 険 の 状 況	保 険 の 種 類 1.国保 2.組合 3.協会 4.日雇 5.共済 6.船員 7.後期		世帯主・被保険者・組合員・加入者の氏名 申請者との続柄	
フ リ ガ ナ 氏 名			年 分 所 得 氏 名 個 人 番 号			記 号 番 号 保 険 者 所 在 地 附 加 給 付 の 有 無		保険者名 符号 名称 電話	
住 所 電話 ()			年 分 所 得 氏 名 個 人 番 号			⑦ 申請者 ⑧ 配偶者 ⑨ 扶養義務者		a b c d	
職 業 勤務先 電話 ()			年 分 所 得 氏 名 個 人 番 号			⑦ 申請者 ⑧ 配偶者 ⑨ 扶養義務者		a b c d	
勤 務 先 所 在 地 電話 ()			年 分 所 得 氏 名 個 人 番 号			⑦ 申請者 ⑧ 配偶者 ⑨ 扶養義務者		a b c d	
生活保護等の受給状況 受給(年 月 日)から・非受給 児童扶養手当の受給状況 受給(年 月 日)から・非受給			生活保護等の受給状況 受給(年 月 日)から・非受給 児童扶養手当の受給状況 受給(年 月 日)から・非受給		所得者等 ⑩同一生計配偶者及び扶養親族の合計数 (うち老人扶養親族の数及び特定扶養親族等の数) ⑪上記以外で12月31日において申請者によって生計を維持している児童		(老 人 人 人 人 人) (特 定 人 人 人 人 人) (16~19歳 人 人 人 人 人)		
②ひとより親家庭等となった事由 ア 離婚 イ (父、母)死亡 ウ (父、母)障害 エ (父、母)生死不明 オ (父、母)遺棄 カ 保護命令 キ (父、母)拘禁 ク 未婚の女子の父 ケ 父母死亡 コ その他()					上記のとおり、ひとより親家庭等医療費 受給者証の交付を申請します。 支給事業の現況を届出します。 併せて、東松山市がこの制度に係る受給資格又は医療費支給の審査に必要な範囲において、住民基本台帳及び課税台帳等の公表その他の情報を確認調査すること並びに保険者又は医療機関等に保険加入状況、診療報酬及び医療費等の給付や請求の状況を確認調査することに同意します。 年 月 日 東松山市長 宛て				
③家 族 の 状 況 () () () ()					フ リ ガ ナ 氏 名 生年月日 続 柄 同居 別居の別 監護又は養育を始めた年月日 ※対象・非対象の別 (上段)備考 (下段)個人番号				
④が 児 の と 関 係 する 障 害 の 状 況 () () ()					氏 名 障 害 名 確認書類 手帳等の番号 等 級 発行者				
[注] 確認書類欄は、次の書類番号を記入のこと [1身障手帳 2療育手帳 3診断書 4特別児童扶養手当 5その他()]					※ 提 出 認 書 方 法 戸籍簿本(抄本) [] 住民票 [] 所得証書 [] 認定調査 [] 児童費申告書 [] 健康保険証 []				
⑤振込先 金融機関 銀行 支店 2 当座 口座番号 名義人					※ 受 給 限 度 額 額 円 円 円 円 ⑩所得額 円 円 円 円 ⑪障害者である同一生計 配偶者数及び親族の数 円 円 円 円 ⑫障害者・特別障害者・重障、ひ とり親・勤労学生 円 円 円 円 ⑬その他の 控除 円 円 円 円 ⑭社会保険料等相当額 80,000円 80,000円 80,000円 80,000円 ⑮控除額計 円 円 円 円 ⑯控除後の所得 円 円 円 円 ※受給所得限度額 円 円 円 円				

注] 1 ※の欄は記入しないでください。 2 裏面の注意をよく読んでから記入してください。

(裏)

〔記入上の注意〕

1 ①の欄

(1) 「氏名・生年月日・住所」欄は、戸籍又は住民票に記載されているとおり記入してください。住所と住民登録地が違うときは、現住所を()書きで記入してください。

(2) 「生活保護等、児童扶養手当」受給状況欄は該当するものを○で囲み、受給している場合には、受給開始年月日を記入してください。

なお、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付を受けている方は、「生活保護等の受給状況」欄に記載してください。

2 ②の欄

ひとり親家庭等となった事由について、該当する記号を○で囲んでください。

3 ③の欄

申請者、児童及び申請者と生計を同じくする人全員について記入してください。

4 ④の欄

児童に障害があるときは、氏名と障害名を記入してください。

5 ⑤の欄

支給される医療費の振込先金融機関を記入してください。

6 ⑥の欄

「保険の種類」欄は、該当する番号を○で囲んでください。

「国保」は国民健康保険、「組合」は組保管掌健康保険、「協会」は全国健康保険協会管掌健康保険、「日雇」は日雇特例被保険者、「船員」は船員保険、「共済」は国家公務員共済組合、地方公務員等共済組合、私立学校教職員共済、「後期」は後期高齢者医療制度の略です。

7 ⑧の欄

事実上の婚姻関係にある配偶者も含みます。

8 ⑨の欄

あなたと生計を同じくしている(あなたが養育者であるときは、あなたの生計を維持している)あなたの父母、祖父母、子、孫等直系血族と兄弟姉妹があるときに記入してください。

9 ⑩の欄

地方税法に定める同一生計配偶者、扶養親族の合計数を記入してください。なお、地方税法に定める老人扶養親族、特定扶養親族並びに16歳以上19歳未満の同法に定める控除対象扶養親族があるときは、その数を()内に再掲してください。

10 ⑪の欄

当該児童がいる場合は、児童名、児童の生年月日、続柄、住所及び同居、別居の別を提出してください。児童とは、地方税法に定める扶養親族以外の18歳に達した日の属する年度の末日までの児童(障害者の場合は20歳未満の者)をいいます。

11 この申請書に下記の書類を添えてください。

(1) あなたと児童の健康保険証

(2) あなたと児童の戸籍の謄本又は抄本(あなたが養育者であるときは、児童の父母の戸籍又は除籍謄本又は抄本)

(3) 世帯全員の住民票の写し(続柄表示のあるもの)

(4) 本年1月2日以後現住所に転入された方は、前の住所地の市町村長の所得証明書

(5) ひとり親家庭等認定調書

(6) ②の欄のひとり親家庭等となった事由について、その事実を明らかにできる書類

(7) ④に記入の場合は、障害の程度を確認できる書類

(8) 養育費申告書

(9) 児童扶養手当を受けている方は、児童扶養手当証書(児童扶養手当証書を提示できる方は、上記(2)から(8)までの書類は必要ありません。)

※この申請書を現況届とする場合は、上記(3)から(5)までと(8)の書類を添えてください。

12 税の申告を行っていない場合は、この事業の支給を受けられません。(被扶養者となっていた場合は除きます。)

13 申請について、不明な点は担当の職員におたずねください。

様式第2号(第13条関係)

㊦ ひとり親家庭等認定調書

(申請書②の欄「ア 離婚」に該当する場合)

1 婚姻を解消した場合

婚姻を解消した 児童の父又は母の氏名	
婚姻を解消した年月日	年 月 日
その他の参考事項	

2 事実上の婚姻を解消した場合

婚姻を解消した 児童の父又は母の氏名	
事実婚開始年月日	年 月 日
婚姻関係にあった ときの住所	
事実婚解消年月日	年 月 日
解消理由	
その他の参考事項	

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

東松山市長 宛て

住所
氏名

様式第 2 号の 2(第 13 条関係)

㊟ ひとり親家庭等認定調書

(申請書②の欄「イ 死亡」に該当する場合)

死 亡 し た 児 童 の 父 又 は 母 の 氏 名	
死 亡 年 月 日	年 月 日
そ の 他 の 参 考 事 項	

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

東松山市長 宛て

住 所
氏 名

様式第 2 号の 3(第 13 条関係)

㊦ ひとり親家庭等認定調書
(申請書②の欄「ウ 障害」に該当する場合)

障害の状態にある児童 の父又は母の氏名		
障 害 名		
確 認 方 法	確 認 書 類	1 身障手帳 2 療育手帳 3 診断書 4 その他
	手帳等の番号	
	等 級	
	発 行 者	
そ の 他 参 考 事 項		

上記の障害確認が診断書による場合

就 労 状 況	1 就労している 2 就労していない (理 由) 3 現在休職中 (休職期間)
日 常 生 活 状 況	1 介護状況(常時監護が必要・その他) 2 身辺処理状況(手助けが必要・その他)
通 院 等 の 状 況	通 院 月平均 回 過去 1 年間の入院歴 回延べ 日間

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

東松山市長 宛て

住 所
氏 名

様式第 2 号の 4(第 13 条関係)

㊦ ひとり親家庭等認定調書

(申請書②の欄「エ 生死不明」に該当する場合)

生死が明らかでない 児童の父又は母の氏名	
生死が明らかでない期間	年 月 日から現在まで
生死が明らかでない状況	
その他の参考事項	

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

東松山市長 宛て

住 所

氏 名

様式第2号の5(第13条関係)

㊦ ひとり親家庭等認定調書

(申請書②の欄「オ 遺棄」に該当する場合)

遺棄している父又は母の氏名	
遺棄の期間	年 月 日から引き続き現在まで
遺棄している父又は母と児童の関係	1 実父(母) 2 義父(母) 3 認知した父
遺棄の区分	1 父親が家出 2 母親が家出
遺棄している児童の父又は母の行方	1 不明 2 判明 住所 電話
子どもの安否を気遣う電話、手紙等の連絡	1 無 2 有 (頻度)
仕送り	1 無 2 有 (1)定期的に有り(月 円) (2)時々有り (1回 円) (3) 年 月まで有りその後無し
警察、親類等への捜索依頼	1 無 2 有 (年 月 警察署届出)
離婚の意思	1 無 2 有 3 現在はないが将来は考えたい
離婚後の児童の養育	1 母親 2 父親 3 その他()
遺棄している児童の父又は母の住民登録	1 無 2 有 (抹消予定 年 月 日)
その他参考事項	

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

東松山市長 宛て

住 所

氏 名

様式第 2 号の 6(第 13 条関係)

㊦ ひとり親家庭等認定調書

(申請書②の欄「カ 保護命令」に該当する場合)

保護命令の申立てをした 父 又 は 母 の 氏 名	
保護命令を受けた者(相手) と 児 童 の 関 係	1 父(母) 2 父(母)の配偶者
保 護 命 令 申 立 て の 内 容	1 退去命令 2 接近禁止命令 3 子への接近禁止命令 4 親族等への接近禁止命令 5 電話等禁止命令
保 護 命 令 決 定 日	年 月 日
保 護 命 令 確 定 日	年 月 日
保 護 命 令 の 有 効 期 間	年 月 日
離 婚 の 意 思	1 無 2 有 3 現在はないが将来は考えたい
添 付 書 類	1 保護命令決定書の謄本及び確定証明書 2 児童扶養手当請求用確定証明書

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

東松山市長 宛て

住 所

氏 名

様式第 2 号の 7(第 13 条関係)

㊦ ひとり親家庭等認定調書
(申請書②の欄「キ 拘禁」に該当する場合)

拘禁されている児童の 父 又 は 母 の 氏 名	
拘 禁 期 間	年 月 日から 年 月 日までの予定
添 付 書 類	別添 拘禁証明書
そ の 他 の 参 考 事 項	

上記のとおり相違ありません。

年 月 日
東松山市長 宛て

住 所
氏 名

様式第2号の8(第13条関係)

㊦ ひとり親家庭等認定調書

(申請書②の欄「ク 未婚の女子の子」に該当する場合)

父 の 状 況	1 不明 (理由) 2 判明 氏 名 住 所 妻の有無 1 有 2 無
子どもの安否を気遣う 電 話 、 手 紙 等	1 有 (1) 時々有り(月 回ぐらい) (2) 年 月まで有りその後無し 2 無
子どもの安否を気遣う 訪 問	1 有 (1) 時々有り(月 回ぐらい) (2) 年 月まで有りその後無し 2 無
仕 送 り の 状 況	1 有 (1) 定期的に有り(月 万円) (2) 時々有り (1回 万円) (3) 年 月まで有りその後無し 2 無
生 計 の 維 持 方 法	
そ の 他 参 考 事 項	

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

東松山市長 宛て

住 所

氏 名

様式第 2 号の 9(第 13 条関係)

㊦ ひとり親家庭等認定調書
(申請書②の欄「ケ 父母死亡」及び
「コ その他」に該当する場合)

児 童 の 父 の 状 況	1 死亡(年 月 日死亡) 2 その他
児 童 の 母 の 状 況	1 死亡(年 月 日死亡) 2 その他
そ の 他 参 考 事 項	

上記のとおり相違ありません。

年 月 日
東松山市長 宛て

住 所
氏 名

様式第2号の10(第13条関係)

養 育 費 申 告 書

※ 受付年月日 年 月 日

	受取人	養育費の額	誰からのものか	備 考
1月	母(父)・児童	円		
2月	母(父)・児童	円		
3月	母(父)・児童	円		
4月	母(父)・児童	円		
5月	母(父)・児童	円		
6月	母(父)・児童	円		
7月	母(父)・児童	円		
8月	母(父)・児童	円		
9月	母(父)・児童	円		
10月	母(父)・児童	円		
11月	母(父)・児童	円		
12月	母(父)・児童	円		
合計	母(父)	円		
	児童	円		

上記のとおり相違ありません。
年 月 日 氏 名 _____

- (注) 1 前夫(妻)(ひとり親家庭等医療費の支給対象となっている児童の父(母))から前年(ただし、1月から6月までの間に申請する人の場合は前々年。現況届をする人の場合は対象となる年の前々年)に、受給者又は児童が受け取った金品その他の経済的利益(以下「養育費」といいます。)がある場合には、その額を記入してください。
- 2 養育費が無い場合は「養育費の額」の欄に必ず「0」を記入してください。
- 3 養育費は、ひとり親家庭等医療費支給制度における所得となりますので、正確に申告してください。
- 4 上記の※の欄は、担当者が記入しますので、記入しないでください。

様式第 3 号(第 13 条関係)

(表)

㊤ ひとり親家庭等医療費受給者証		県内現物	
公 費 負 担 者 番 号			
受 給 者 証 番 号			
申 請 者	住 所		
	氏 名		
受 給 者	氏 名		続柄
	生年月日		
一 負 担 部 金	通 院	なし	
	入 院	なし	
	調 剤	なし	
食 事 療 養 費		助成対象外	
有 効 期 間		年 月 日から 年 月 日まで	
現物給付対象医療機関		埼 玉 県 内 全 体 の 保 険 医 療 機 関	
現 物 給 付 限 度 額		月 額 2 1 , 0 0 0 円未満の医療費	
年 月 日交付			
埼玉県東松山市長 印			

(裏)

注 意 事 項
1 この受給者証は、東松山市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例により、保険給付の一部負担金について支給を受けることができる受給者証ですので、大切に保管してください。
2 この受給者証は、受診の都度、医療機関等の窓口で提示してください。
3 日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度の対象となる場合や他の公費負担医療制度から支給される医療費については、この制度では支給できません。この場合は、診療の際この証を医療機関等に提示しないでください。
4 この受給者証では、表面に記載の現物給付を行う医療機関以外での受診や柔道整復等の療養費は現物給付の対象となりません。現物給付を行わない医療機関等で受診した場合、医療保険制度の自己負担額を窓口で支払い、その領収書を受け取った後、市役所に提出してください。 また、月 21,000 円以上の場合は、その月の保険給付の一部負担金等の全額を窓口で支払い、ひとり親家庭等医療費支給申請書に病院等の証明を受けるか又は領収書を添付し、市役所に提出してください。
5 次の場合は必ず市役所に届出をしてください。 (1) 転出や死亡などで資格を喪失したとき。 (2) 住所、氏名、加入保険、振込口座などに変更があったとき。 (3) 生活保護又はそれに準ずる制度の適用を受けることになったとき。 (4) その他、資格登録内容に変更が生じたとき。
6 この受給者証は、受給資格を喪失したとき、速やかに市役所に返却してください。
7 救急の場合を除き、平日の診療時間内に受診するなど、医療機関への適正受診にご理解とご協力をお願いします。
問い合わせ先 東松山市 TEL

様式第4号(第13条関係)

ひとり親家庭等医療費受給者証
交 付 申 請 却 下 決 定 通 知 書

番 号
年 月 日

様

東松山市長 印

年 月 日付けで申請のあったひとり親家庭等医療費受給者証交付申請については、審査の結果、次の理由で対象者と認められませんので通知します。

氏 名

理 由

教 示

1 審査請求について

この処分不服がある場合は、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、東松山市長に対して審査請求をすることができます。

ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

2 取消訴訟について

この処分の通知を受けた日(1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の通知を受けた日)の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを、東松山市を被告としてさいたま地方裁判所に提起することもできます。この場合、当該訴訟において東松山市を代表する者は、東松山市長です。

ただし、この処分があったことを知った日(1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日(1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日)の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第4号の2(第13条関係)

ひとり親家庭等医療費
支給停止通知書

番 号
年 月 日

様

東松山市長 印

次のとおり、ひとり親家庭等医療費の支給停止を決定しましたので通知します。

1 支給停止の理由

2 支給停止の期間

年 月 日から 年 月 日まで

教 示

1 審査請求について

この処分に不服がある場合は、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、東松山市長に対して審査請求をすることができます。

ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

2 取消訴訟について

この処分の通知を受けた日(1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の通知を受けた日)の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを、東松山市を被告としてさいたま地方裁判所に提起することもできます。この場合、当該訴訟において東松山市を代表する者は、東松山市長です。

ただし、この処分があったことを知った日(1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日(1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日)の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第 5 号(第 16 条関係)

ひとり親家庭等医療費受給者証再交付申請書

年 月 日

東松山市長 宛て

住 所

氏 名

下記のとおりひとり親家庭等医療費受給者証の再交付を申請します。

なお、保険証情報照会に同意します。

記

受 給 者 証 番 号	
受給者証交付年月日	年 月 日
再 交 付 申 請 理 由	1 紛失した 2 破いた 3 汚した 4 その他 (理由を具体的に書いてください。)

(注)破いた又は汚した場合は、当該受給者証を添えて提出してください。

様式第6号(第17条関係)

親 ひとり親家庭等医療費支給申請書					
東松山市長 宛て			年 月 日		
			住所 氏名 電話 ()		
下記のとおり医療費を申請します。なお、市県民税課税台帳の内容確認を行うことに同意します。					
受給者証番号				加入	
受給者	ふりがな 氏 名			世帯主・被保険者・ 組合員・加入者の氏名	市町村民税の状況
	生年月日	年 月 日			
区分	入 院	年 月 日から入院日数 日		保 険	名 称
	外 来	年 月分外来日数 日			

注) 上部申請書は、申請者が記入してください。

		入院	日	外来	日
領 収 書					
¥					
ただし、年 月分保険診療一部負担金(他法本人負担金 円含む)					
—入院時食事療養標準負担額—					
保険診療総点数				他法負担分点数	
		点			点
年 月 日					
_____ 様					
医療機関等所在地(住所)					
名 称					
氏 名					

注)1 上部領収書欄は、医療機関等で記入してください。

2 他法負担分点数は、公費負担で支払われる額を点数で記入してください。

処 理 欄	受付	年	月	日	通知	年	月	日	支払	年	月	日
	保険診療一部負担金	高額療養費	附加給付	自己負担金	支給額計							
	円	円	円	円	円	円						

様式第7号(第18条関係)

ひとり親家庭等医療費給付台帳

[illegible]

様式第8号(第18条関係)

ひとり親家庭等医療費支給決定通知書

様

金 額	円
金 融 機 関 名	
振 込 日	
支払内訳	

ひとり親家庭等医療費支給について、審査の結果、上記のとおり決定しましたので通知します。

年 月 日 東松山市長 

親

ひとり親家庭等医療費受給者変更(消滅)届

受給者証番号				
変更の場 合	新氏名 (旧氏名)	() () のため変更)		
	新住所 (旧住所)	〒 電話 ()		
	(新)勤務内容	職業		
		勤務先		
		勤務先所在地		
	(新)加入医療保険	保険の種類		
		世帯主・被保険者・組合員・加入者の氏名	申請者との続柄	
		記号番号	保 険 者	符号 名称
		保険者所在地	〒 電話	
		付加給付の有無		
その他の事項		世帯構成 ・増員(氏名・個人番号：) ・減員(氏名：) その他		
変 更 年 月 日		年 月 日		
消滅の場合	消滅理由	1 他市(町村)に転出 電話 () 2 生活保護等受給 3 死亡 4 ひとり親家庭等でなくなった 具体的理由() 5 その他()		
	消 滅 年 月 日	年 月 日		

上記のとおり、ひとり親家庭等医療費支給事業の申請事項が変更されたので届け出します。

なお、記載事項について公簿による確認及び保険証情報の照会に同意します。

年 月 日

東松山市長宛て

住 所
氏 名

様式第10号(第20条関係)

ひとり親家庭等医療費受給資格消滅通知書

番 号
年 月 日

様

東松山市長 印

次のとおり、ひとり親家庭等医療費受給資格が消滅しましたので通知します。

- 1 消滅者氏名
- 2 消滅した年月日 年 月 日
- 3 消滅した理由

教 示

- 1 審査請求について
この処分に不服がある場合は、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、東松山市長に対して審査請求をすることができます。
ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。
- 2 取消訴訟について
この処分の通知を受けた日(1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の通知を受けた日)の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを、東松山市を被告としてさいたま地方裁判所に提起することもできます。この場合、当該訴訟において東松山市を代表する者は、東松山市長です。
ただし、この処分があったことを知った日(1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日(1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日)の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第 1 号（第 1 3 条・第 1 9 条関係）

様式第 2 号（第 1 3 条関係）

様式第 2 号の 2（第 1 3 条関係）

様式第 2 号の 3（第 1 3 条関係）

様式第 2 号の 4（第 1 3 条関係）

様式第 2 号の 5（第 1 3 条関係）

様式第 2 号の 6（第 1 3 条関係）

様式第 2 号の 7（第 1 3 条関係）

様式第 2 号の 8（第 1 3 条関係）

様式第 2 号の 9（第 1 3 条関係）

様式第 2 号の 1 0（第 1 3 条関係）

様式第 3 号（第 1 3 条関係）

様式第 4 号（第 1 3 条関係）

様式第 4 号の 2（第 1 3 条関係）

様式第 5 号（第 1 6 条関係）

様式第 6 号（第 1 7 条関係）

様式第 7 号（第 1 8 条関係）

様式第 8 号（第 1 8 条関係）

様式第 9 号（第 1 9 条関係）

様式第 1 0 号（第 2 0 条関係）